

平成24年度障害福祉サービス等の報酬改定の基本的考え方

福祉・介護職員の処遇改善の確保と物価の動向等の反映

- 基金事業として行われてきた福祉・介護職員の処遇改善に向けた取組について、福祉・介護職員の賃金月額1.5万円相当分の引上げ経費として、新たに処遇改善加算(仮称)を創設し、引き続き処遇改善が図られる水準を担保。

* 交付金の申請率が低いこと等を踏まえ、加算要件を緩和した一定額の加算(福祉・介護職員の賃金月額0.5万円相当分)を併せて創設。(処遇改善加算(仮称)が算定できない場合に算定)

- 改定率の決定に当たっての考え方を踏まえ、前回改定以降の物価の下落傾向を反映させ、原則として一律に(▲0.8%)基本報酬を見直し。

障害児・者の地域移行・地域生活の支援と経営実態等を踏まえた効率化・重点化

- 地域で暮らす障害児・者やその家族が地域社会で安心して暮らすことができるよう、夜間支援の強化や家族のレスパイトのためのサービスの拡充等
- 障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正法の平成24年4月からの円滑な施行のため、相談支援や障害児支援について適切な報酬設定
- 前回改定の効果の検証、定員規模に応じた経営実態等を踏まえた効率化・重点化

【参考】

厚生労働大臣・財務大臣合意(平成23年12月21日)【抄】

介護報酬改定の考え方と整合を取り、平成24年度障害福祉サービス等報酬改定は、福祉・介護職員の処遇改善の確保、物価の下落傾向等を踏まえ、改定率+2.0%とする。

改定に当たっては、経営実態等も踏まえた効率化・重点化を進めつつ、障害者の地域移行や地域生活の支援を推進する方向で対応する。

賃金・物価の動向

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度 (年度途中)	平成21年度 ~23年度 累積
賃金	▲1.5%	0.2%	▲0.4%	▲1.7%
物価	▲1.7%	▲0.4%	▲0.1%	▲2.2%

障害福祉サービス等の収支差率

	平成23年 収支差率	平成20年 収支差率
全体	9.7%	6.1%
新体系	12.2%	5.4%
旧体系	7.6%	7.0%
障害児施設等	5.0%	-4.2%

平成24年度障害福祉サービス等の報酬改定のポイント

共通事項

- ※ 単位数の記載は例示。
- ※ 新設の加算は仮称。

○ 基金事業として行われてきた福祉・介護職員の処遇改善に向けた取組について、福祉・介護職員の賃金月額1.5万円相当分の引上げ経費として、新たに処遇改善加算(仮称)を創設。

* 交付金の申請率が低いこと等を踏まえ、加算要件を緩和した一定額の加算(福祉・介護職員の賃金月額0.5万円相当分)を併せて創設。(処遇改善加算(仮称)が算定できない場合に算定)

○ 前回改定以降の物価の下落傾向を反映させ、原則として一律に(▲0.8%)基本報酬を見直し。

○ 介護職員等によるたんの吸引等を評価。

・ 各サービスにおける看護職員の配置の有無や重度者に対する支援の評価の仕組みの状況等を踏まえ、今回の措置の対象となる者への支援を評価。

○ 食事提供体制加算の適用期限を3年間延長。

○ 基金事業として行われてきた通所サービス等の送迎に係る支援を評価。

・ 障害者自立支援対策臨時特例交付金相当分を障害福祉サービス報酬の中で対応することとし、新たに送迎加算を創設。
送迎加算【新設】[生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援A型・B型の場合] → 27単位/回

○ 国家公務員の地域手当の地域区分(7区分)に倣って地域区分を見直し。

(平成24～26年度にかけて毎年度きめ細かく調整し、27年度から完全施行。)

個別サービスの主な改定事項

- ※ 単位数の記載は例示。
- ※ 新設の加算は仮称。

1. 相談支援

- 計画相談支援・障害児相談支援は、現行のサービス利用計画作成費の基本報酬を踏まえて基本報酬を設定しつつ、特定事業所加算分を組み入れて報酬単位を引上げ。

サービス利用支援【新設】 → 1,600単位/月

継続サービス利用支援【新設】 → 1,300単位/月

- 地域移行支援・地域定着支援は、毎月定額で算定する報酬を設定しつつ、特に支援を実施した場合等を加算で評価。

(地域移行支援) 地域移行支援サービス費【新設】 → 2,300単位/月

退院・退所月加算【新設】 → 2,700単位/月

集中支援加算【新設】 → 500単位/月

障害福祉サービス事業の体験利用加算【新設】 → 300単位/日

体験宿泊加算(Ⅰ)【新設】 → 300単位/日(一人暮らしに向けた体験宿泊を行った場合)

体験宿泊加算(Ⅱ)【新設】 → 700単位/日(夜間支援を行う者を配置等して一人暮らしに向けた体験宿泊を行った場合)

(地域定着支援) 地域定着支援サービス費【新設】[体制確保分] → 300単位/月

[緊急時支援分] → 700単位/日

2. 訪問系サービス

- 介護職員等によるたんの吸引等を評価。
 - ・ 居宅介護等における特定事業所加算の算定要件に、たんの吸引等を必要とする者を追加。
 - ・ 特定事業所加算(Ⅰ)を算定しない事業所において、介護職員等がたんの吸引等を実施した場合の支援体制を評価。

喀痰吸引等支援体制加算【新設】 → 100単位(利用者1人1日当たり)

3. 生活介護・施設入所支援・短期入所

生活介護

- **生活介護の人員配置体制加算を適正化。**(3年間で段階的に施行)
(前回改定後の生活介護の利用者一人当たり費用額は、「報酬改定前の水準を下回らない」程度とした改定趣旨からすると著しい伸びとなっていることを踏まえ、旧体型サービスの新体系サービスへの移行後の安定的な経営にも配慮しつつ、人員配置体制加算の加算単位を見直す。)
人員配置体制加算(Ⅰ)(平成24年度)
利用定員が21人以上60人以下 265単位/日 → 239単位/日
利用定員が61人以上 246単位/日 → 221単位/日
※ 利用定員20人以下の小規模事業所については、見直しの対象としない。
- **生活介護の大規模事業所の基本報酬を適正化。**
定員81人以上の大規模事業所は、基本報酬の1000分の991を算定する。
※ 複数の単位で運営されており、かつ、生活支援員等の勤務体制が当該単位ごとに明確に区分されている場合にあっては、当該単位ごとの定員が81人以上のものに限る。
- **生活介護のサービス利用時間に応じた基本報酬の設定。**
延長支援加算【新設】 → [1時間未満の場合] 61単位/日
[1時間以上の場合] 92単位/日
開所時間減算【新設】 開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の20%を減算。

施設入所支援

- **施設入所支援の夜間支援体制等の評価を充実。**
利用定員が41人以上60人以下 30単位/日 → 41単位/日

短期入所

- **短期入所の評価を充実(単独型・医療型の評価を充実、空床確保・緊急時受入れを評価)。**
単独型加算の見直し 130単位/日 → 320単位/日
特別重度支援加算(Ⅰ)【新設】 → 388単位/日(超重症児・者又は準超重症児・者に必要な措置を講じた場合に算定。)
特別重度支援加算(Ⅱ)【新設】 → 120単位/日(超重症児・者又は準超重症児・者以外の医療ニーズの高い障害児・者に必要な措置を講じた場合に算定。)
緊急短期入所体制確保加算【新設】 → 40単位/日
緊急短期入所受入加算【新設】 → [福祉型短期入所サービスの場合] 60単位/日
[医療型短期入所サービスの場合] 90単位/日

4. 共同生活援助(グループホーム)・共同生活介護(ケアホーム)・自立訓練

共同生活援助(グループホーム)・共同生活介護(ケアホーム)

○ グループホーム・ケアホームの夜間支援体制等や通勤者の生活支援を評価。

夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ)【新設】 → 10単位/日(グループホーム)

夜間支援体制加算(Ⅱ)【新設】 → 10単位/日(ケアホーム)

重度障害者支援加算 26単位/日 → 45単位/日(ケアホーム)

通勤者生活支援加算の算定対象に追加(グループホーム・ケアホーム)

○ 事業所の規模に応じてケアホームの評価を適正化。

一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員の合計数が21人以上の場合には、所定単位数に95/100を乗じた単位数で算定。

※ 一体的な運営が行われている共同生活住居とは、同一敷地内(近接地を含む。)であって、かつ、世話人・生活支援員の勤務体制が明確に区分されていないものをいう。

自立訓練(生活訓練)

○ 宿泊型自立訓練の夜間支援体制や通勤者の生活支援を評価。

夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅰ)【新設】 → 12単位/日(防災体制が適切に確保されている場合)

夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ)【新設】 → 10単位/日(緊急時の連絡体制・支援体制が確保されている場合)

通勤者生活支援加算の算定要件の見直し

通常の事業所に雇用されている利用者の割合が[現行] 100分の70以上 → [見直し後] 100分の50以上

○ 自立訓練(生活訓練)の看護職員の配置を評価。

看護職員配置加算(Ⅰ)【新設】 → 18単位/日(生活訓練の場合)

看護職員配置加算(Ⅱ)【新設】 → 13単位/日(宿泊型自立訓練の場合)

○ 宿泊型自立訓練の長期間の支援が必要な者を3年間一定で評価。

5. 就労系サービス

就労移行支援

- 就労移行支援の職場実習等を評価。
移行準備支援体制加算(Ⅰ)【新設】 → 41単位/日
- 就労移行支援の一般就労への定着支援の強化。
一般就労への定着支援に効果を上げている事業所を評価するため、基本報酬と就労移行支援体制加算の配分の見直しを行う。
就労移行支援体制加算の見直し [就労定着実績 45%以上の場合] 189単位/日 → 209単位/日
- 一般就労への移行実績がない就労移行支援事業所の評価を適正化。(平成24年10月施行)
[過去3年間の就労定着者数が0の場合] 所定単位数の85%を算定
[過去4年間の就労定着者数が0の場合] 所定単位数の70%を算定

就労継続支援A型

- 就労継続支援A型の短時間利用者の状況を踏まえ評価を適正化。(平成24年10月施行)
[短時間利用者が現員数の50%以上80%未満の場合] 所定単位数の90%を算定
[短時間利用者が現員数の80%以上の場合] 所定単位数の75%を算定

就労継続支援B型

- 就労継続支援B型の目標工賃達成加算を拡充。
目標工賃達成加算(Ⅰ) 26単位/日 → 49単位/日

就労継続支援A型・B型(共通)

- 就労継続支援A型・B型の重度者支援体制加算について、より重度の者を対象とするインセンティブが働くように、現行の50%の算定要件を緩和した区分を新設。
[利用定員が20人以下の場合] 障害基礎年金1級受給者が50%以上 56単位/日 → 56単位/日
障害基礎年金1級受給者が25%以上50%未満【新設】 → 28単位/日
※ 旧法施設からの移回事業所(経過措置) 障害基礎年金1級受給者5%以上25%未満【新設】 → 14単位/日(平成27年3月31日まで)
(平成24年3月31日までは、障害基礎年金1級受給者が5%以上の場合、56単位/日とされている。)

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

1. 目的

障害福祉サービス等に係る報酬について、平成24年度改定に向けて、客観性・透明性の向上を図りつつ検討を行うため、厚生労働省内に「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」(以下「検討チーム」という。)を開催し、アドバイザーとして有識者の参画を求めて、公開の場で検討を行うこととする。

2. 構成員

- (1)本検討チームは、津田厚生労働大臣政務官を主査、障害保健福祉部長を副主査とし、その他の構成員は別紙のとおりとする。
- (2)本検討チームに、アドバイザーとして4名の別紙の有識者の参画を求める。
- (3)主査が必要があると認めるときは、本検討チームにおいて、関係者から意見を聴くことができる。

3. 検討スケジュール

障害福祉サービス等経営実態調査等の結果の分析・評価を踏まえ、障害福祉サービス等の報酬に係る改定事項等について検討を行い、平成24年1月を目途に、検討結果をとりまとめることとする。

4. 検討チームの運営

- (1)検討チームの庶務は、障害保健福祉部障害福祉課が行う。
- (2)検討チームの議事は公開とする。
- (3)前各号に定めるもののほか、検討チームの運営に関する事項その他必要な事項については、検討チームが定める。

厚生労働省

主査

津田厚生労働大臣政務官

副主査

障害保健福祉部長

構成員

企画課長

障害福祉課長

精神・障害保健課長

障害福祉課地域移行・障害児支援室長

検討過程の客観性・透明性の担保のために参画

アドバイザー

茨木 尚子 明治学院大学教授

駒村 康平 慶応義塾大学教授

野沢 和弘 毎日新聞論説委員

平野 方紹 日本社会事業大学准教授

(敬称略、50音順)

※公開の場で検討

【開催実績】

第1回 : 平成23年11月11日(金) 17:00~19:00
 第2回 : 平成23年11月14日(月) 9:00~11:00
 第3回 : 平成23年11月17日(木) 10:00~12:00
 第4回 : 平成23年11月22日(火) 10:00~12:00
 第5回 : 平成23年12月 5日(月) 10:00~12:00
 第6回 : 平成23年12月 6日(火) 17:00~19:00

第7回 : 平成23年12月12日(月) 10:00~12:00
 平成23年12月末 予算編成過程で改定率セット
 第8回 : 平成24年 1月13日(金) 15:00~17:00
 第9回 : 平成24年 1月31日(火) 10:00~12:00
 平成24年 1月31日 改定の概要とりまとめ

* 第2・3回は関係団体ヒアリングを実施

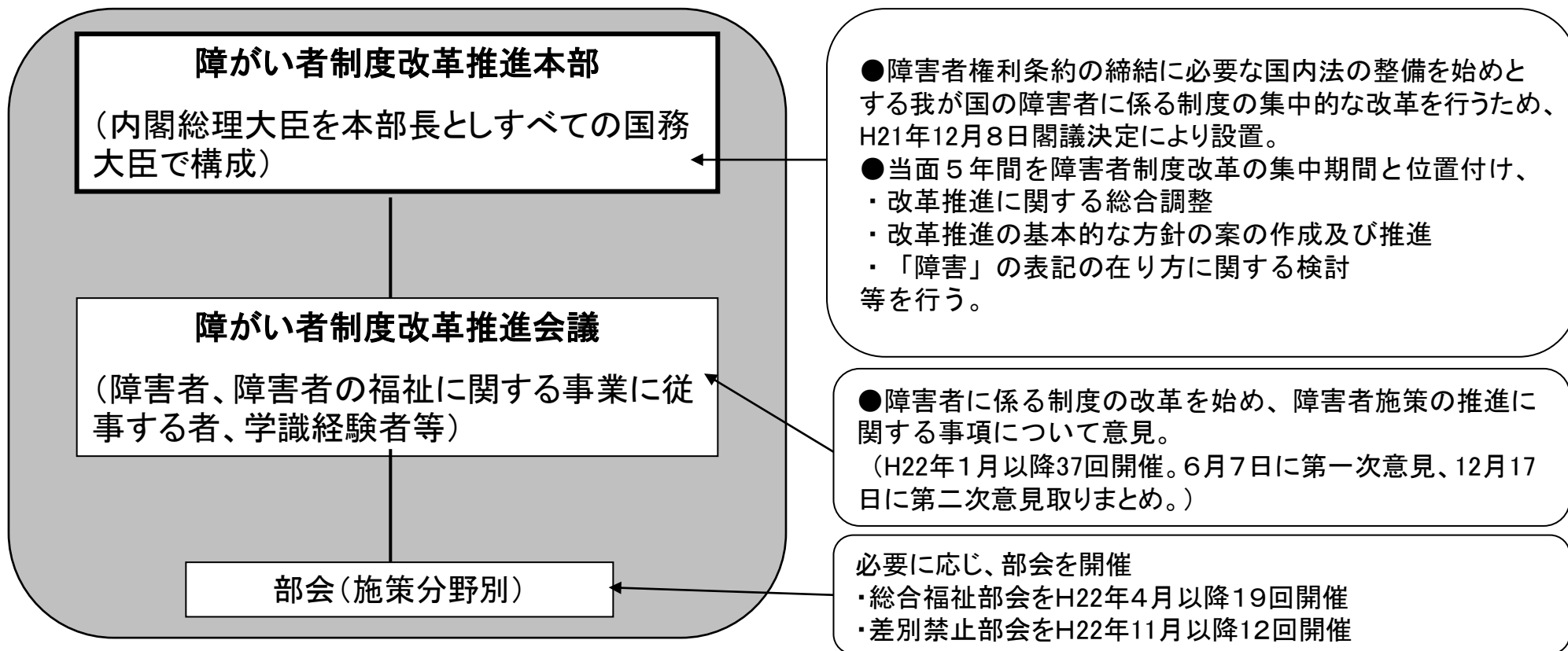
Ⅱ．障がい者制度改革推進会議等の状況について

これまでの経緯

- 平成18年 4月 : 障害者自立支援法の施行 (同年10月に完全施行)
- 平成18年12月 : 法の円滑な運営のための**特別対策**
 - (①利用者負担の更なる軽減、②事業者に対する激変緩和措置、③新法移行のための経過措置)
- 平成19年12月 : 障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた**緊急措置**
 - (①利用者負担の見直し、②事業者の経営基盤の強化、③グループホーム等の整備促進)
- 平成20年12月 : 社会保障審議会障害者部会報告のとりまとめ
- 平成21年 3月 : 「**障害者自立支援法等の一部を改正する法律案**」国会提出
 - 同年7月、衆議院の解散に伴い**廃案**

- 平成21年 9月 : **連立政権合意における障害者自立支援法の廃止の方針**
- 平成22年 1月 : 厚生労働省と障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団との**基本合意**
障がい者制度改革推進会議において議論開始
- 平成22年 4月 : **低所得者の障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料化**
障がい者制度改革推進会議総合福祉部会において議論開始
 - ★ 4月27日 **自民・公明が障害者自立支援法の改正法案を衆議院に提出**
 - ★ 5月26日 **民主・社民・国民が障害者自立支援法の改正法案を衆議院に提出**
 - ★ 5月28日 **上記2案を撤回の上、鉢呂吉雄衆議院厚生労働委員長が障害者自立支援法の改正法案を提出** ⇒国会の閉会に伴い**廃案**
- 平成22年 6月 : 「**障害者制度改革の推進のための基本的方向(第一次意見)**」取りまとめ(推進会議)
「**障害者制度改革の推進のための基本的な方向について**」(閣議決定)
 - ★ 11月17日 **牧義夫衆議院厚生労働委員長が障害者自立支援法の改正法案を提出**
- 平成22年12月 : 「**障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律**」が成立
- 平成23年 7月 : 「**障害者基本法の一部を改正する法律**」が成立
- 平成23年 8月 : 「**障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言**」取りまとめ
- 平成24年 3月 : 「**地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案**」が閣議決定(3月13日)

障害者制度改革の推進体制



※開催回数は平成24年2月8日現在

【新たな推進体制の下での検討事項の例】

- ・障害者権利条約の実施状況の監視等を行う機関(モニタリング機関)
- ・障害を理由とする差別等の禁止に係る制度(差別禁止部会をH22年11月に設置)
- ・教育
- ・労働・雇用
- ・障害福祉サービス(総合福祉部会をH22年4月に設置)
- 等

障がい者制度改革推進会議構成員名簿

(敬称略 五十音順)

※◎は議長、○は議長代理

大久保 常明	(福)全日本手をつなぐ育成会顧問	竹下 義樹	(福)日本盲人会連合副会長
大谷 恭子	弁護士	土本 秋夫	ピープルファースト北海道会長
大濱 眞	(社)全国脊髄損傷者連合会副理事長	堂本 暁子	前千葉県知事
◎ 小川 榮一	日本障害フォーラム代表	中島 圭子	日本労働組合総連合会総合政策局長
尾上 浩二	(NPO)障害者インターナショナル日本会議 事務局長	中西 由紀子	アジア・ディスアビリティ・インスティテート代表
勝又 幸子	国立社会保障・人口問題研究所 情報調査分析部長	長瀬 修	東京大学大学院特任准教授
門川 紳一郎	(福)全国盲ろう者協会評議員	久松 三二	(財)全日本ろうあ連盟常任理事・事務局長
川崎 洋子	公益社団法人全国精神保健福祉会連合会理事長	○ 藤井 克徳	日本障害フォーラム幹事会議長
北野 誠一	(NPO)おおさか地域生活支援ネットワーク 理事長	松井 亮輔	法政大学名誉教授
清原 慶子	三鷹市長	森 祐司	(福)日本身体障害者団体連合会 常務理事・事務局長
佐藤 久夫	日本社会事業大学教授	山崎 公士	神奈川大学教授
新谷 友良	(社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 常務理事	オブザーバー	
関口 明彦	全国「精神病」者集団運営委員	遠藤 和夫	日本経済団体連合会労働政策本部主幹
		福島 智	東京大学先端科学技術研究センター教授

障がい者制度改革推進会議総合福祉部会構成員名簿

(敬称略 五十音順)

※◎は部会長、○は副部会長

朝比奈 ミカ	中核地域生活支援センター「がじゅまる」センター長	末光 茂	社団法人日本重症児福祉協会常務理事
荒井 正吾	全国知事会社会文教常任委員会委員、奈良県知事	竹端 寛	山梨学院大学准教授
伊澤 雄一	特定非営利活動法人 全国精神障害者地域生活支援協議会代表	田中 伸明	社会福祉法人日本盲人会連合
石橋 吉章	社団法人全国肢体不自由児・者父母の会 連合会理事	田中 正博	特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワーク代表理事
伊東 弘泰	特定非営利活動法人日本アビリティーズ協会会長	中西 正司	全国自立生活センター協議会常任委員
○茨木 尚子	明治学院大学教授	中原 強	財団法人日本知的障害者福祉協会会長
氏田 照子	一般社団法人日本発達障害ネットワーク副理事長	奈良崎 真弓	本人によるみんなで知る見るプログラム委員会委員
大久保 常明	社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会顧問	西滝 憲彦	財団法人全日本ろうあ連盟
大濱 眞	社団法人全国脊髄損傷者連合会副理事長	野沢 和弘	毎日新聞論説委員
岡部 耕典	早稲田大学准教授	野原 正平	日本難病・疾病団体協議会
小澤 温	筑波大学大学院教授	橋本 操	特定非営利活動法人ALS/MNDサポートセンター さくら会理事長
小田島 栄一	ピープルファースト東久留米代表	東川 悦子	特定非営利活動法人日本脳外傷友の会理事長、 日本障害者協議会副代表
小野 浩	きょうされん常任理事	平野 方紹	日本社会事業大学准教授
○尾上 浩二	特定非営利活動法人 障害者インターナショナル日本会議事務局長	広田 和子	精神医療サバイバー
柏女 霊峰	淑徳大学教授	福井 典子	社団法人日本てんかん協会常任理事
河崎 建人	社団法人日本精神科病院協会副会長	福島 智	東京大学先端科学技術研究センター教授
川崎 洋子	公益社団法人全国精神保健福祉会連合会理事長	藤井 克徳	日本障害フォーラム幹事会議長
門屋 充郎	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会代表理事	藤岡 毅	弁護士・障害者自立支援法訴訟弁護団事務局長
北野 誠一	特定非営利活動法人おおさか地域生活支援 ネットワーク理事長	増田 一世	社団法人やどかりの里常務理事
君塚 葵	全国肢体不自由児施設運営協議会会長	三浦 貴子	全国身体障害者施設協議会制度・予算対策委員会 委員長
倉田 哲郎	箕面市市長	光増 昌久	障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会 副代表
駒村 康平	慶応義塾大学教授	三田 優子	大阪府立大学准教授
近藤 正臣	全国社会就労センター協議会会長	宮田 広善	全国児童発達支援協議会副会長
斎藤 縣三	特定非営利活動法人共同連事務局長	森 祐司	社会福祉法人日本身体障害者団体連合会常務理事・ 事務局長
坂本 昭文	鳥取県西伯郡南部町長	山本 眞理	全国「精神病」者集団
◎佐藤 久夫	日本社会事業大学教授	渡井 秀匡	社会福祉法人全国盲ろう者協会評議員
佐野 昇	社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 事務局長		
清水 明彦	西宮市社会福祉協議会障害者生活支援グループ グループ長		
水津 正紀	社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会理事		

障害者制度改革の推進のための基本的な方向について(6月29日閣議決定)【概要】

目的・基本的考え方

●障がい者制度改革推進会議の「障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見)」(平成22年6月7日)を最大限に尊重し、我が国の障害者に係る制度の集中的な改革の推進を図る。

➡ 障害の有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現

障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方

工程表

	平成21年12月～平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
横断的課題のスケジュール等	障がい者制度改革推進本部の設置(平成21年12月)	●障害者基本法抜本改正・制度改革の推進体制等に関する法案の提出	●次期障害者基本計画決定(12月目途) ●障害者総合福祉法案(仮称)の提出	●障害者差別禁止法案(仮称)の提出(改革の推進に必要な他の関係法律の一括整備法案も検討) 8月までの施行	

個別分野における基本的方向と今後の進め方

※主な事項について記載

(1) 労働及び雇用	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉的就労への労働法規の適用の在り方 (～23年内) ・雇用率制度についての検証・検討 (～24年度内目途) ・職場での合理的配慮確保のための方策 (～24年度内目途) 				
(2) 教育	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもが障害のない子どもと共に教育を受けるインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえた制度改革の基本的方向 (～22年度内) ・手話・点字等に通じた教員等の確保・専門性の向上に係る方策 (～24年内目途) 				
(3) 所得保障	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の所得保障の在り方を公的年金の抜本見直しに併せて検討 (～24年内目途) ・住宅の確保のための支援の在り方 (～24年内) 				
(4) 医療	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費用負担の在り方(応能負担) (～23年内) ・社会的入院を解消するための体制 (～23年内) ・精神障害者の強制入院等の在り方 (～24年内目途) 				
(5) 障害児支援	<ul style="list-style-type: none"> ・相談・療育支援体制の改善に向けた方策 (～23年内) 				
(6) 虐待防止	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待防止制度の構築に向けた必要な検討 				※各個別分野については、改革の集中期間内に必要な対応を図るよう、工程表としてそれぞれ検討期間を設定
(7) 建物利用・交通アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ・地方のバリアフリー整備の促進等の方策 (～22年度内目途) 				
(8) 情報アクセス・コミュニケーション保障	<ul style="list-style-type: none"> ・情報バリアフリー化のための環境整備の在り方 (～24年内) ・障害特性に応じた災害時緊急連絡の伝達の方策 				
(9) 政治参加	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙情報への障害者のアクセスを容易にする取組 (～22年度内) ・投票所のバリア除去等 				
(10) 司法手続	<ul style="list-style-type: none"> ・刑事訴訟手続における障害の特性に応じた配慮方策 (～24年内目途) 				
(11) 国際協力	<ul style="list-style-type: none"> ・アジア太平洋での障害分野の国際協力への貢献 				

基礎的な課題における改革の方向性

(1) 地域生活の実現とインクルーシブな社会の構築

・障害者が自ら選択する地域への移行支援や移行後の生活支援の実現、及び平等な社会参加、参画を柱に据えた施策の展開
・虐待のない社会づくり

(2) 障害のとりえ方と諸定義の明確化

障害の定義の見直し、合理的配慮が提供されない場合を含む障害を理由とする差別や、手話その他の非音声言語の定義の明確化

横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方

(1) 障害者基本法の改正と改革の推進体制

・障害や差別の定義を始め、基本的施策に関する規定の見直し・追加
・改革の集中期間内における改革の推進等を担う審議会組織の設置
・改革の集中期間終了後に障害者権利条約の実施状況の監視等を担ういわゆるモニタリング機関の法的位置付け等

→ 第一次意見に沿って検討、23年に法案提出を目指す

(2) 障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定等

・障害者に対する差別を禁止し、被害を受けた場合の救済等を目的とした制度の構築

→ 第一次意見に沿って検討、25年に法案提出を目指す
これに関連し、人権救済制度に関する法案も早急に提出できるよう検討

(3) 「障害者総合福祉法」(仮称)の制定

・制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする制度の構築

→ 第一次意見に沿って検討、24年に法案提出、25年8月までの施行を目指す

総則関係（公布日施行）

1) 目的規定の見直し(第1条関係)

・全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。

2) 障害者の定義の見直し(第2条関係)

・身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁(障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの)により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

3) 地域社会における共生等(第3条関係)

1)に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図る。

・全て障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
 ・全て障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

・全て障害者は、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

4) 差別の禁止(第4条関係)

・障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
 ・社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
 ・国は、差別の防止を図るため必要となる情報の収集、整理及び提供を行う。

5) 国際的協調(第5条関係)

・1)に規定する社会の実現は、国際的協調の下に図られなければならない。

6) 国民の理解(第7条関係)/国民の責務(第8条関係)

・国及び地方公共団体は、3)から5)までに定める基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を実施。

・国民は、基本原則にのっとり、1)に規定する社会の実現に寄与するよう努める。

7) 施策の基本方針(第10条関係)

・障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて施策を実施。
 ・障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努める。

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

・障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重

・調査及び研究、人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設その他の環境の整備の促進

3) 療育【新設】(第17条関係)

・身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策。

・研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成その他の環境の整備の促進

4) 職業相談等(第18条関係)

・多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業訓練等の施策

5) 雇用の促進等(第19条関係)

・国、地方公共団体、事業者における雇用の促進するため、障害者の優先雇用その他の施策

・事業主は、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理

6) 住宅の確保(第20条関係)

・地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、住宅の確保、住宅の整備を促進するよう必要な施策

7) 公共的施設のバリアフリー化(第21条関係)

・交通施設(車両、船舶、航空機等の移動施設を含む。)その他の公共的施設について、円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進

8) 情報の利用におけるバリアフリー化等(第22条関係)

・円滑に情報を取得・利用し、意思を表示し、他人との意思疎通を図ることができるよう、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等の必要な施策

・災害等の場合に安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策

9) 相談等(第23条関係)

・意思決定の支援に配慮しつつ、障害者の家族その他の関係者に対する相談業務等

・障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるよう、必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援

10) 文化的諸条件の整備等(第25条関係)

・円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう必要な施策

11) 防災及び防犯【新設】(第26条関係)

・地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるよう、障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策

12) 消費者としての障害者の保護【新設】(第27条関係)

・障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるよう、適切な方法による情報の提供その他必要な施策

13) 選挙等における配慮【新設】(第28条関係)

・選挙等において、円滑に投票できるようにするため、投票所の施設、設備の整備等必要な施策

14) 司法手続における配慮等【新設】(第29条関係)

・刑事事件等の手続の対象となった場合、民事事件等に関する手続の当事者等となった場合、権利を円滑に行使できるよう、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修等必要な施策

15) 国際協力【新設】(第30条関係)

・外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

等

基本的施策関係(公布日施行)

1) 医療、介護等(第14条関係)

・障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じ、医療、介護、保健、生活支援等の適切な支援を受けられるよう必要な施策

・身近な場所において医療、介護の給付等を受けられるよう必要な施策を講ずるほか、人権を十分尊重

2) 教育(第16条関係)

・年齢、能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策

等

等

等

等

障害者政策委員会等(公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日)

国) 障害者政策委員会(第32～35条関係)

・中央障害者施策推進協議会を改組し、「障害者政策委員会」を内閣府に設置(障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、学識経験者のうちから総理が任命)

・障害者基本計画の策定に関する調査審議・意見具申、同計画の実施状況の監視・報告

地方) 審議会その他の合議制の機関(第36条関係)

・地方障害者施策推進協議会を改組し、その所掌事務に障害者に関する施策の実施状況の監視を追加

等

等

附則

検討(附則第2条関係)

・施行後3年を経過した場合、施行の状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置

・障害に応じた施策の実施状況を踏まえ、地域における保健、医療及び福祉の連携の確保

その他の障害者に対する支援体制の在り方について検討を加え、その結果に基づき必要な措置

等

等

障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言(概要)

障害者総合福祉法の 6つのポイント

1. 障害のない市民との平等と公平
2. 谷間や空白の解消
3. 格差の是正
4. 放置できない社会問題の解決
5. 本人のニーズにあった支援サービス
6. 安定した予算の確保

I. 障害者総合福祉法の骨格提言

1. 法の理念・目的・範囲

- ・障害の有無によって分け隔てられない共生社会を実現する。
- ・保護の対象から権利の主体への転換と、医学モデルから社会モデルへの障害概念の転換。
- ・地域で自立した生活を営む権利。

2. 障害(者)の範囲

- ・障害者総合福祉法が対象とする障害者(障害児を含む)は、障害者基本法に規定する障害者をいう。
- ・心身の機能の障害には、慢性疾患に伴う機能障害を含む。

3. 選択と決定(支給決定)

- ・障害程度区分に代わる新たな支給決定の仕組み。
- ・サービス利用計画に基づく本人の意向等が尊重される。
- ・協議調整により必要十分な支給量が保障される。
- ・合議機関の設置と不服申立。

4. 支援(サービス)体系

- ・障害者権利条約を踏まえ、障害者本人が主体となって、地域生活が可能となる支援体系の構築。
- ・「全国共通の仕組みで提供される支援」と「地域の実情に応じて提供される支援」で構成。

5. 地域移行

- ・国が社会的入院、入所を解消するために地域移行を促進することを法に明記する。
- ・地域移行プログラムと地域定着支援を法定施策として策定、実施。
- ・ピアサポーターの活用。

6. 地域生活の基盤整備

- ・計画的な推進のため地域基盤整備10カ年戦略策定の法定化。
- ・市町村と都道府県は障害福祉計画を、国はその基本方針と整備計画を示す。
- ・地域生活支援協議会の設置。

7. 利用者負担

- ・食材費や光熱水費等は自己負担とする。
- ・障害に伴う必要な支援は原則無償とするが、高額な収入のある者には応能負担を求める。

8. 相談支援

- ・対象は障害者と、支援の可能性のある者及びその家族。
- ・障害者の抱える問題全体に対応する包括的支援を継続的にコーディネートする。
- ・複合的な相談支援体制の整備。

9. 権利擁護

- ・権利擁護は支援を希望又は利用する障害者の申請から相談、利用、不服申立てのすべてに対応する。
- ・オンブズパーソン制度の創設。
- ・虐待の防止と早期発見。

10. 報酬と人材確保

- ・利用者への支援に係る報酬は原則日払い、事業運営に係る報酬は原則月払い、在宅系支援に係る報酬は時間割とする。
- ・福祉従事者が誇りと展望を持てるよう適切な賃金を支払える水準の報酬とする。

II. 障害者総合福祉法の 制定と実施への道程

1. 障害者自立支援法の事業体系への移行問題

- ・自立支援法の事業移行期限終了後も一定の要件の下で移行支援策を継続する。

2. 障害者総合福祉法の制定及び実施までに 行うべき課題

- ・総合福祉法の制定及び実施に当たり地方自治体の意見を踏まえる。
- ・総合福祉法の策定及び実施のための実態調査や試行事業を行う。

3. 障害者総合福祉法の円滑な実施

- ・総合福祉法を補完する、あるいはこれへの移行を支援する基金事業を設けること。

4. 財政のあり方

- ・国は予算措置に必要な基礎データを把握する。
- ・障害関連予算をOECD諸国の平均水準を目標漸進的に拡充する。
- ・財政の地域間格差の是正を図る。
- ・財政設計にあたり一般施策での予算化を追求。
- ・障害者施策の推進は経済効果に波及する。
- ・支援ガイドラインに基づく協議調整による支給決定は財政的にも実現可能である。
- ・長時間介助等の地域生活支援のための財源措置を講じること。

III. 関連する他の法律や分野との関係

1. 医療

- ・医療は福祉サービス及び保健サービスとの有機的連携の下で提供される必要がある。
- ・福祉、保健、医療にわたる総合的な相談支援が必要。

2. 障害児

- ・障害児を含むすべての子供の基本的権利を保障する仕組みの創設が必要。
- ・障害を理由に一般児童施策の利用が制限されるべきではない。

3. 労働と雇用

- ・障害者雇用促進法を見直し、雇用の質の確保、必要な支援を認定する仕組みの創設、雇用率や納付金制度見直し等を行う。
- ・労働と福祉の一体的展開。

地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案の概要

(平成24年3月13日 閣議決定)

1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるため、関係法律の整備について定めるものとする。

2. 概要

1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念に新たに掲げる。

3. 障害者の範囲

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。(児童福祉法における障害児の範囲も同様に対応。)

4. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大(「重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるもの」とする)
- ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ③ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、手話通訳者等を養成する事業等)

5. サービス基盤の計画的整備

- ① 基本指針・障害福祉計画について、定期的な検証と見直しを法定化
- ② 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ③ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

6. 検討規定(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)

- ① 常時介護を要する者に対する支援、移動の支援、就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- ② 障害程度区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③ 意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方

※ 上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

3. 施行期日

平成25年4月1日(ただし、4. ①及び②については、平成26年4月1日)

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案要綱

第一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係

一 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」という。)(とするものとする。)(題名関係)

二 目的

「この法律の目的の実現のため、障害福祉サービスに係る給付に加えて、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に行うものとする旨を明記すること。(第一条関係)

三 基本理念

「この法律の基本理念を、障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならないこととする。)(第一条の二関係)

四 障害者の範囲

「この法律に規定する「障害者」に、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であつて十八歳以上であるものを加えるものとする。)(第四条第一項関係)

五 重度訪問介護の対象拡大

障害福祉サービスのうち、重度訪問介護の対象となる者を、「重度の肢体不自由者その他の障害者であつて常時介護を要するもの」として厚生労働省令で定めるもの」とするものとする。)(第五条第三項関係)

(係)

六 共同生活介護の共同生活援助への一元化

障害福祉サービスのうち、共同生活介護(ケアホーム)を共同生活援助(グループホーム)に一元化し、共同生活援助において、日常生活上の相談に加えて、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うものとする。(第五条第十五項関係)

七 指定障害福祉サービス事業者等の指定の欠格要件

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者の指定の欠格要件に、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるときを加えるものとする。(第三十六条第三項等関係)

八 指定障害福祉サービス事業者等の責務

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者は、その行う支援を、障害者等の立場に立つて行うように努めなければならないものとする。(第四十二条第一項等関係)

九 地域生活支援事業の追加

1 市町村が行う地域生活支援事業

市町村が行う地域生活支援事業として、障害者等の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修及び啓発を行う事業、障害者等、障害者等の家族、地域住民等により自発的に行われる障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための活動に対する支援を行う事業、障害者に係る民法に規定する後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業並びに手話通訳等を行う者を養成する事業を加えるものとする。(第七十七条第一項関係)

2 都道府県が行う地域生活支援事業

都道府県が行う地域生活支援事業として、手話通訳等を行う者を養成する事業のうち、広域的な対応が必要な事業として厚生労働省令で定める事業を加えるものとする。(第七十八条第一項関係)

)

十 相談支援の連携体制の整備

基幹相談支援センターを設置する者は、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、民生委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員その他の関係者との連携に努めなければならないものとする。」（第七十七条の二第五項関係）

十一 基本指針の見直し

1 基本指針の内容の見直し

基本指針に定める事項に、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項を加えるものとする。」（第八十七条第二項関係）

2 基本指針への障害者をはじめとする関係者の意見の反映

厚生労働大臣は、基本指針の案を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者等及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」（第八十七条第三項関係）

3 実態を踏まえた基本指針の見直し

厚生労働大臣は、障害者等の生活の実態等を勘案して、必要があると認めるときは、速やかに基本指針を変更するものとする。」（第八十七条第四項関係）

十二 障害福祉計画の見直し

1 障害福祉計画の内容の見直し

市町村及び都道府県が障害福祉計画に定めるよう努める事項に、指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項を加えるもの」と。（第八十八条第三項及び第八十九条第三項関係）

2 実態を踏まえた障害福祉計画の作成

市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。」（第八十八条第五項関係）

3 障害福祉計画の調査、分析及び評価

市町村及び都道府県は、定期的に、障害福祉計画について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。〔第十八条の二及び第八十九条の二関係〕

十三 自立支援協議会の見直し

1 名称の変更

自立支援協議会の名称を地方公共団体が地域の実情に応じて変更できるよう、協議会に改めるものとする。〔第八十九条の三第一項関係〕

2 構成員

協議会を構成する者に障害者等及びその家族が含まれる旨を明記すること。〔第八十九条の三第一項関係〕

3 協議会の設置

協議会の設置をさらに進めるため、地方公共団体は協議会を設置するよう努めなければならないものとする。〔第八十九条の三第一項関係〕

十四 その他所要の改正を行うこと。

第二 児童福祉法関係

一 障害児の範囲

この法律に規定する「障害児」に、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者総合支援法第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童を加えるものとする。〔第四条第二項関係〕

二 指定障害児通所支援事業者等の指定の欠格要件

指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設及び指定障害児相談支援事業者の欠格要件に、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるときを加えるものとする。〔第二十一条の五の第十五第二項等関係〕

三 指定障害児事業者等の責務

指定障害児事業者等、指定障害児入所施設等の設置者及び指定障害児相談支援事業者は、その行う支

援を、障害児及びその保護者の立場に立つて行うように努めなければならないものとする。)(第二十一条の五の十七第一項等関係)

四 その他所要の改正を行うこと。

第三 身体障害者福祉法関係

一 身体障害者相談員

身体障害者相談員は、その委託を受けた業務を行うに当たっては、身体に障害のある者が、障害福祉サービス事業、一般相談支援事業その他の身体障害者の福祉に関する事業に係るサービスを円滑に利用することができるように配慮し、これらのサービスを提供する者その他の関係者等との連携を保つよう努めなければならないものとする。)(第十二条の三第四項関係)

二 その他所要の改正を行うこと。

第四 知的障害者福祉法関係

一 知的障害者相談員

知的障害者相談員は、その委託を受けた業務を行うに当たっては、知的障害者又はその保護者が、障害福祉サービス事業、一般相談支援事業その他の知的障害者の福祉に関する事業に係るサービスを円滑に利用することができるように配慮し、これらのサービスを提供する者その他の関係者等との連携を保つよう努めなければならないものとする。)(第十五条の二第四項関係)

二 後見等に係る体制の整備

市町村及び都道府県は、後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。)(第二十八条の二関係)

三 その他所要の改正を行うこと。

第五 施行期日

この法律は、平成二十五年四月一日から施行するものとする。ただし、第一の五(重度訪問介護の対象拡大)及び六(共同生活介護の共同生活援助への一元化)は、平成二十六年四月一日から施行するものとする。

第六 検討

- 一 政府は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害者等の支援に係る施策を段階的に講ずるため、この法律の施行後三年を目途として、障害者総合支援法第一条の二に規定する基本理念を勘案し、常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方、障害程度区分の認定を含めた支給決定の在り方、手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。
- 二 政府は、一の検討を加えようとするときは、障害者等及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

第七 経過措置等

この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。

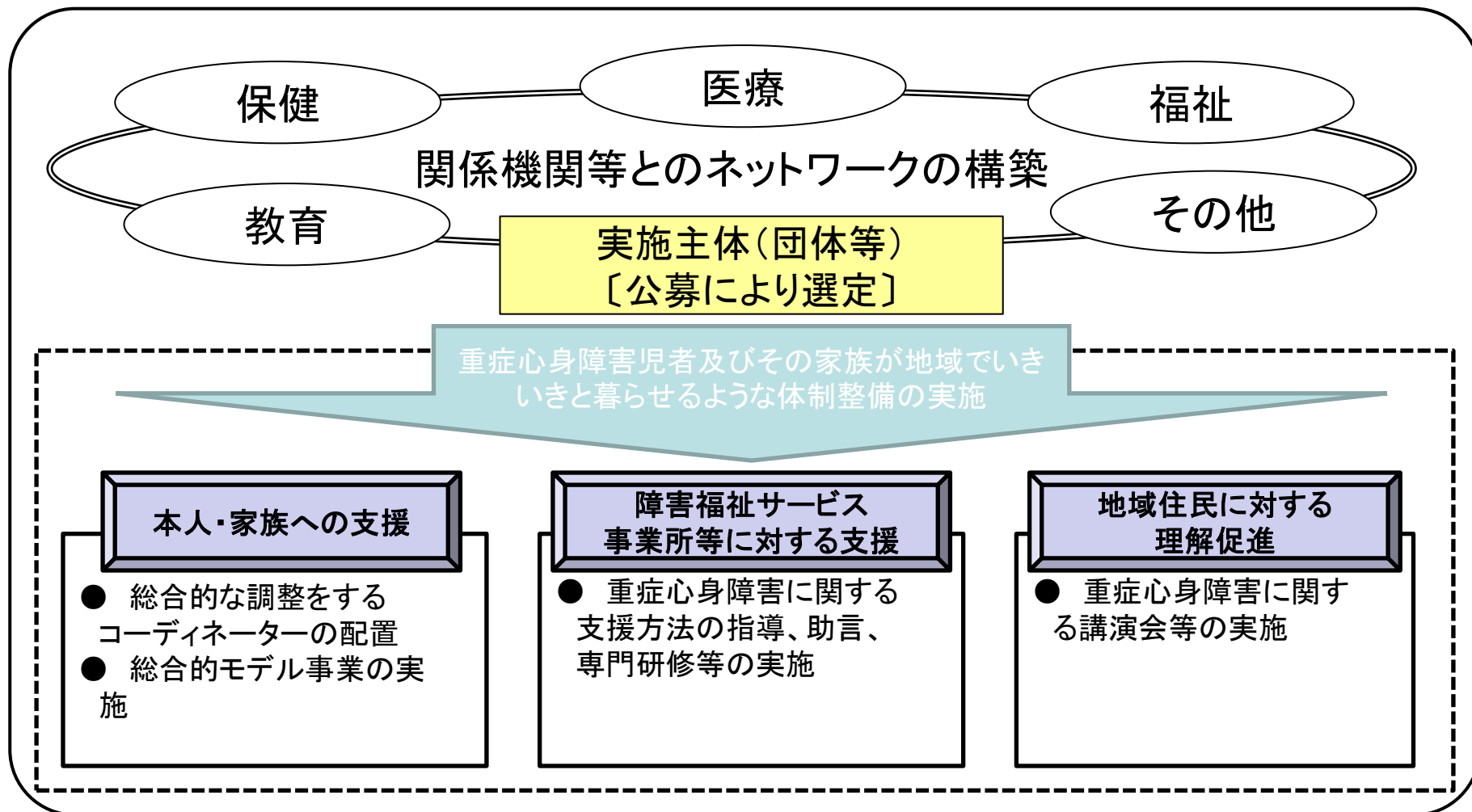
Ⅲ. 平成24年度予算等について

重症心身障害児者の地域生活モデル事業〔新規〕

【平成24年度予算額 24百万円】

重症心身障害児者及びその家族が安心、安全に地域でいきいきと暮らせるよう、効果的なサービスの利用や医療、保健、福祉、教育等の関係施設・機関の連携の在り方等について、先進的な取り組みを行う団体等に対して助成を行い、あわせて地域住民に対する理解促進や障害福祉サービス事業所等に対する支援を行うことにより、重症心身障害児者に対する地域支援の向上を図る。

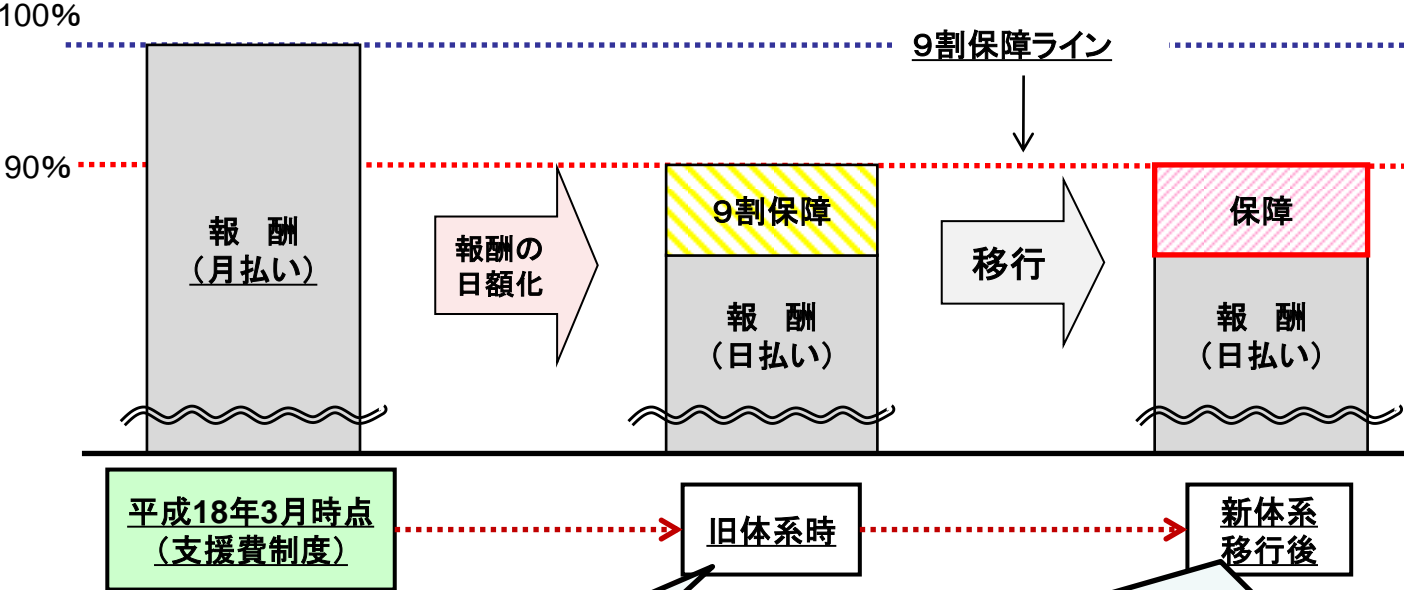
有識者等の検討会による指導・助言等



新体系定着支援事業の概要

新体系移行後の事業所が事業を円滑に実施するため、平成24年度に限り、経営の改善に関する計画を策定・実施している事業所に対し、従前の月払いによる報酬額の90%を保障し、事業終了後の安定的な事業運営を図る。

イメージ図(加算については加味していない)



経営改善計画(参考例)について

設置者である法人が計画を策定し、都道府県庁が進捗状況の確認を行い、必要に応じて助言を行う。

(計画の内容)

収支状況、事業活動状況、経営における改善点及びそのための工程表等

対象

- ・ H18年3月にサービス提供実績のある旧身障更生、旧身障療護、旧身障入所・通所授産、旧知的入所・通所更生、旧知的入所・通所授産、旧知的通勤寮、(小規模通所授産除く)
- ・ H18年9月にサービス提供実績のある障害児施設

対象

以下の施設がそれぞれの事業に転換した場合

旧身障更生、旧身障療護、旧身障入所・通所授産、身障小規模通所授産、身障福祉工場、身障福祉ホーム、旧知的入所・通所更生、旧知的入所・通所授産、旧知的通勤寮、知的小規模通所授産、知的福祉工場、知的福祉ホーム、旧知的障害者地域生活援助事業、精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所・通所授産、精神障害者小規模通所授産、精神障害者福祉工場、旧精神障害者地域生活援助事業、精神障害者福祉ホーム、精神障害者福祉ホームB型、精神障害者地域生活支援センター、障害児施設

※ その他、生活介護及び施設入所支援の基本報酬算定構造の変更に伴う激変緩和措置も実施。

療養介護、生活介護
 自立訓練(機能訓練)
 自立訓練(生活訓練)
 就労移行支援
 就労継続A型、B型
 GH、CH、障害者支援施設
 福祉型障害児入所施設
 医療型障害児入所施設
 児童発達支援
 医療型児童発達支援
 放課後等デイサービス
 保育所等訪問支援

IV. 子ども子育て新システムについて

子ども・子育て新システムの基本制度について

平成24年3月2日
少子化社会対策会議決定

子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下、基本制度ワーキングチームにおいて平成22年9月より「子ども・子育て新システム」の具体的な制度設計について検討を進め、去る平成24年2月13日に「子ども・子育て新システムに関する基本制度取りまとめ」が公表されたことを受け、「子ども・子育て新システムに関する基本制度」を別添1のとおり定める。

また、別添1に基づき「子ども・子育て新システム法案骨子」として別添2を定め、これに基づき子ども・子育て支援法案(仮称)、総合こども園法案(仮称)並びに子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(仮称)の三法案の作成作業を急ぎ、税制抜本改革とともに今国会への法案提出を行うものとする。

(別添1)

子ども・子育て新システムに関する基本制度(抄)

新システムは、恒久財源を得て早期に本格実施を行うこととするが、本格実施の具体的な期日については、「社会保障・税一体改革大綱」(平成24年2月17日閣議決定)において、平成26年4月より8%へ、平成27年10月より10%へとされている消費税の引き上げの時期を踏まえるとともに、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に一定期間を要することも考慮して、検討することとする。また、法案成立後、平成25年度を目途に、子ども・子育て会議(仮称)や国の基本指針など可能なものから段階的に実施するとともに、地方公共団体を始めとする関係者とも丁寧に意見交換を行い、円滑な施行に向けた準備を行うこととする。

子どもと子育て家庭を応援する社会の実現に向けての制度構築

子どもは社会の希望であり、未来をつくる力。

子どもの健やかな育ちは、今の社会を構成するすべての大人にとって、願いであり、喜び。

子どもの最善の利益を考慮し、すべての子どもたちが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されることが必要。

子育ての充実感を得られるなど「親としての成長」を支援。

→ 子育てについての第一義的な責任が親にあることを前提にしつつ、子ども・子育てを取り巻く環境の変化に伴う家族や地域の子育て力の低下等を踏まえ、子育てに関する新たな支え合いの仕組みを構築

※東日本大震災でも、子どもと大人、被災者と支援者など、人と人の助け合い等の大切さが再確認されたところ

○急速な少子化の進行

○結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状

- ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上。
- ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。



○子ども・子育て家庭を社会全体で支援

子ども・子育て支援は未来への投資

結婚・出産・子育ての希望がかなう社会を実現

すべての子どもたちが尊重され、育ちを等しく保障

○子ども・子育て支援が質・量ともに不足

○子育ての孤立感と負担感の増加



○すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、特別の支援が必要な子どもを含め、すべての子どもの健やかな育ちを実現

○質の高い学校教育・保育の保障、地域の子育て支援の充実

・家族関係社会支出の対GDP比の低さ（日：1.04%、仏：3.00%、英：3.27%、スイデン：3.35%）

○深刻な待機児童問題、放課後児童クラブの不足「小1の壁」

○M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）の解消



○ワークライフバランスを推進するとともに、保育の量的拡大により、待機児童を解消し、男女が子育てと仕事を両立できる社会を実現

○子育て支援の制度・財源の縦割り

○地域の実情に応じた提供対策が不十分



○成長に応じて必要となる子育て支援の制度・財源を一元化

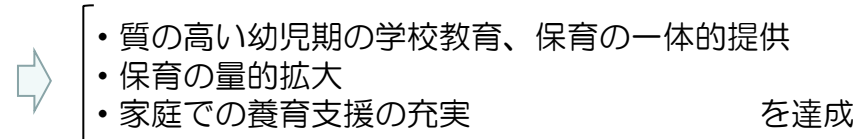
○子ども・子育て会議の設置

○潜在ニーズを含む住民ニーズを把握、計画的な提供体制の整備（市町村が責任を果たせる仕組みに）

子ども・子育て新システムの具体的な内容（ポイント）

■すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援

- すべての子ども・子育て家庭への支援（児童手当、地域子育て支援など）
- 幼保一体化（こども園の創設など）
 - ・ 給付システムの一体化（こども園の創設）
 - ・ 施設の一体化（総合こども園の創設）



■新たな一元的システムの構築

○基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

○社会全体による費用負担

- ・ 国及び地方の恒久財源の確保を前提

○政府の推進体制・財源を一元化

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を一元化、財源を給付・事業に応じて一元化

○子ども・子育て会議の設置

- ・ 有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置

子ども・子育て支援給付

(個人に対する給付として実施するもの)

■ こども園給付

こども園

: 総合こども園、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設をこども園として指定

■ 地域型保育給付

・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

※ こども園給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応。

■ 児童手当

地域子ども・子育て支援事業

(市町村の事業として実施するもの)

- 地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等(対象事業の範囲は法定)

(※)都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施。

- 延長保育事業、病児・病後児保育事業
- 放課後児童クラブ
- 妊婦健診

※地域子ども・子育て支援事業の対象範囲については、23頁参照

※ 出産・育児に係る休業に伴う給付(仮称)→ 将来の検討課題

幼保一体化の具体的な仕組みについて

＜具体的仕組み＞

○ 給付システムの一体化

～子ども・子育て新システムの創設～

・ 地域における学校教育・保育の計画的整備 ～ 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定～

市町村は、地域における学校教育・保育の需要をはじめ、子ども・子育てに係る需要の見込み及び見込量の確保のための方策等を内容とする市町村子ども・子育て支援事業計画を策定する。

・ 多様な保育事業の量的拡大 ～指定制度の導入～

客観的基準を満たした施設及び多様な保育事業への財政措置を行うこと等により、多様な事業主体の保育事業への参入を促進し、質の確保された保育の量的拡大を図る。

・ 給付の一体化及び強化 ～こども園給付の創設等～

学校教育・保育に係る給付を一体化したこども園給付を創設することにより、学校教育・保育に関する財政措置に関する二重行政の解消及び公平性の確保を図る。

○ 施設の一体化

～総合こども園の創設～

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合こども園を創設する。

＜効果＞

質の高い学校教育・保育の一体的提供

- ・地域における学校教育・保育の計画的整備及び総合こども園等により、質の確保された学校教育・保育が一体的に提供。
- ・配置基準の見直し等により、学校教育・保育の質がさらに向上。

保育の量的拡大

- ・幼稚園から総合こども園への移行により、保育が量的に拡大。
- ・客観的基準を満たした施設及び保育ママ等の多様な保育事業への財政措置(指定制)等により、質の確保された保育が量的に拡大。待機児童解消にも貢献。

家庭における養育支援の充実

- ・幼稚園・保育所から総合こども園への移行及び地域子育て支援事業等の推進等により、家庭における養育の支援機能が強化。

＜すべての子どもの
健やかな育ちが実現＞
＜結婚・出産・子育ての
希望がかなう社会が実現＞

子ども・子育て新システム関連3法案について

子ども・子育て支援法案

趣旨： すべての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を講ずる。

概要：

(1) 総則

(目的、基本理念、責務規定、定義規定)

(2) 子ども・子育て支援給付

◆子どものための現金給付(児童手当)

◆子どものための教育・保育給付

(支給認定、こども園給付、地域型保育給付)

(3) 指定こども園及び指定地域型保育事業者

(指定基準、責務、更新、取消、業務管理体制の整備、あっせん・要請・情報の報告・公表等)

(4) 地域子ども・子育て支援事業

(5) 子ども・子育て支援事業計画

(国の基本指針、市町村計画、都道府県計画)

(6) 費用等

(国・地方の負担等)

(7) 子ども・子育て会議等

(会議の設置、組織、権限及び運営等)

(8) 雑則

(9) 罰則

総合こども園法案

趣旨： 小学校就学前の子どもに幼児期の学校教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を図る「総合こども園」に関し、その目的、設置、運営その他必要な事項を定める。

概要：

(1) 総則 (目的、定義)

(2) 総合こども園の教育及び保育の目標等

(教育及び保育の目標及び内容、入園資格等)

(3) 総合こども園の設置等

(設置者、区分経理・配当制限、設備及び運営の基準、職員の資格、設置廃止等の手続き、指導監督等)

(4) 雑則

(名称の使用制限、経過措置、主務大臣等)

(5) 罰則

関係整備法案

趣旨： 子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴い、関係法律の規定の整備等を行う。

概要：

(1) 子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う所要の改正等

(子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う児童福祉法等の改正、認定こども園法の廃止等)

(2) 国の所管等に関する所要の改正

※内閣府設置法の改正

- ・子ども・子育て支援法及び総合こども園法に関する所掌規定
- ・子ども・子育て会議の設置等

※ 施行日： 政令で定める日から施行(※)(恒久財源を得て早期に本格実施。具体的な期日については、税制抜本改革による消費税の引き上げの時期を踏まえるとともに、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に一定期間を要することも考慮して検討)

※指定・認可の手続き等の準備行為は公布の日、子ども・子育て会議等は平成25年4月1日、待機児童解消のための先行的な事業は政令で定める日等から段階的に施行

子ども・子育て支援法案の概要

趣旨： すべての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を講ずる。

概要：

(1) 総則

- ◆ 子ども・子育て支援法の目的、基本理念、責務規定（市町村・都道府県・国・事業主・国民の責務）、定義規定【第1条～第7条】

(2) 子ども・子育て支援給付

- ◆ 子どものための現金給付（児童手当法の定めるところにより支給される旨を規定。）【第8条～第10条】
- ◆ 子どものための教育・保育給付（支給認定（要保育認定等）、こども園給付・地域型保育給付、所得に応じた利用者負担）【第11条～第30条】

(3) 指定こども園及び指定地域型保育事業者

- ◆ 指定こども園等の指定手続、指定の更新、責務、指定基準、指定の取消、業務管理体制の整備、指導監督【第31条～第42条、第44条～第54条、第56条～第58条】
- ◆ 指定こども園等に対し、利用を希望する子どもの利用についての市町村のあっせん及び要請【第43条、第55条】
- ◆ 指定こども園等に係る教育・保育の内容や施設等の運営状況等の情報の報告義務、都道府県による当該情報の公表等【第59条】

(4) 地域子ども・子育て支援事業

- ◆ 地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ事業、妊婦健診 等【第60条】

(5) 子ども・子育て支援事業計画

- ◆ 国の基本指針（子ども・子育て支援の意義、提供体制の確保のための参酌基準等）、市町村子ども・子育て支援計画の策定、都道府県子ども・子育て支援計画の策定【第61条～第65条】

(6) 費用等

- ◆ 給付・事業に応じた国・地方の費用負担、交付金の交付及び補助、事業主拠出の充当範囲、拠出金率の上限(1.5%以内で政令で定める)【第66条～第72条】

(7) 子ども・子育て会議等

- ◆ 子ども・子育て会議の設置、組織、権限及び運営 等【第73条～第78条】

(8) 雑則【第79条～第83条】 ・ (9) 罰則【第84条～第88条】

関係整備法： 児童福祉法の一部改正（各事業の定義、市町村の保育の提供体制の確保義務・利用のあっせん・要請・入所の措置等の規定等（24条）等を規定）【第7条～第12条】

施行日： 政令で定める日から施行（※）（恒久財源を得て早期に本格実施。具体的な期日については、税制抜本改革による消費税の引き上げの時期を踏まえるとともに、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に一定期間を要することも考慮して検討）

※指定の手続き等の準備行為は公布の日、子ども・子育て会議等は平成25年4月1日、待機児童解消のための先行的な事業は政令で定める日から段階的に施行【附則第1条】

総合こども園法案の概要

趣旨： 小学校就学前の子どもに幼児期の学校教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を図る「総合こども園」に関し、その設置及び運営その他必要な事項を定める。

概要：

(1) 総則

- ◆ 総合こども園法の目的、定義規定 【第1条・第2条】
(総合こども園は教育基本法第6条第1項に規定する法律に定める学校であり、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設)

(2) 総合こども園の教育及び保育の目標等

- ◆ 教育及び保育の目標及び内容（総合こども園保育要領の策定等）、入園資格 【第3条～第5条】

(3) 総合こども園の設置等

- ◆ 設置者（国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人、一定の要件を満たした株式会社・NPO等の法人） 【第6条、附則第3条、附則第4条】
- ◆ 区分経理等（総合こども園の経営に関する会計の区分、剰余金の配当制限等） 【第7条】
- ◆ 設備及び運営の基準（国の基準に基づき都道府県等が条例で基準を定める） 【第8条】
- ◆ 総合こども園に置く職員（園長、保育教諭等） 【第9条】
- ◆ 職員の資格（保育教諭は幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有を原則とすること等） 【第10条、附則第5条】
- ◆ 設置廃止等の手続、指導監督、評価・情報公開等 【第11条～第18条】

(4) 雑則・(5) 罰則

- ◆ 公私連携型総合こども園【第22条】、名称の使用制限【第23条】、主務大臣【第25条】、罰則【第28条～第30条】等

関係整備法：

- ◆ 認定こども園法の廃止 【第1条】
- ◆ 教育公務員特例法の一部改正（公立総合こども園の保育教諭等について、教育公務員として位置づけ） 【第15条】
- ◆ 教育職員免許法の一部改正（総合こども園に勤務する職員の保有する幼稚園教諭免許状の取扱い） 【第16条】
- ◆ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（首長の職務権限に総合こども園に関することを追加。総合こども園に関する事務への教育委員会の関わりについて規定） 【第27条・第28条】
- ◆ 社会福祉法の一部改正（総合こども園を運営する事業について第二種社会福祉事業に位置づけ） 【第23条】

施行日： 政令で定める日から施行（※）（恒久財源を得て早期に本格実施。具体的な期日については、税制抜本改革による消費税の引き上げの時期を踏まえるとともに、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に一定期間を要することも考慮して検討）

【附則第1条】

（※）認可の手続き等の準備行為は公布の日から施行